

○国土交通省令第三十八号

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十五条の六第二項の規定を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>第十八号様式の三（証票）（第五十一条の三関係） （裏） （道路運送車両法抜粋） 第63条の4（略） 第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (3) <u>第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</u> 第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 (1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑</p> <p>第二十二号様式（証票）（第六十五条関係） （裏） （道路運送車両法抜粋） 第100条 <u>当該行政庁は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。</u> (1)～(16)（略）</p> <p>2 <u>当該職員は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者</u></p>	<p>第十八号様式の三（証票）（第五十一条の三関係） （裏） （道路運送車両法抜粋） 第63条の4（略） 第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれに併科する。 (3) <u>第63条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</u> 第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に掲げる罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 (1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑</p> <p>第二十二号様式（証票）（第六十五条関係） （裏） （道路運送車両法抜粋） 第100条 <u>当該行政庁は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。</u> (1)～(16)（略）</p> <p>2 <u>当該職員は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車</u></p>

<p>の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第110条 (略)</p>	<p>両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第110条 (略)</p>
--	--

(自動車型式指定規則の一部改正)

第二条 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のもの又は当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

第三条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなければならない。

一〜八 (略)

九 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

イ 法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた自動車(以下「指定自動車」という。)の型式についての指定の取消し

ロ 第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止

ハ 法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部の型式についての指定の取消し

ニ 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止

ホ 法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定装置の型式についての指定の取消し

ヘ 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止

3・4 (略)

改正前

第三条 (略)

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなければならない。

一〜八 (略)

九 第四条の二第一号の規定に該当して指定を受けた自動車(以下「指定自動車」という。)の型式についての指定の効力が停止され、共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止され又は装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第十一条の規定により指定特定装置の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

3・4 (略)

(届出等)

第六条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 指定製作者等	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三〇五 (略)	(略)	(略)	(略)

第十一条 (略)

(立入検査をする職員の身分を示す証票)

第十二条 法第七十五条の六第二項の証票は、第五号様式による。

第十三条 (略)

(届出等)

第六条 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 指定を受け た自動車の製 作者等(以下 「指定製作者 等」という。)	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があつた場合	その旨を記載した届出書	変更後遅滞なく
三〇五 (略)	(略)	(略)	(略)

第十一条 (略)

(新設)

第十二条 (略)

第五号様式 (証票) (第十二条関係)

(捺印)

(表)

<p>道路運送車両法第75条の5第2項の 種 別</p> <p>3センチメートル</p> <p>4センチメートル</p> <p>厚 度</p>	<p>第 一 号</p> <p>官 置</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>年 月 日 発行</p> <p>年 月 日 廃止</p> <p>種 別</p> <p>国 土 交 通 大 臣 官 印</p>
9センチメートル	6.5センチメートル
6.5センチメートル	6.5センチメートル

(道路運送車両法附)

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項、第75条の2第4項及び第75条の3第5項の規定の施行に必要な限度において、第75条第1項の規定により自動車型式について指定を受けた者、第75条の2第1項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第75条の3第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第69条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑

(装置型式指定規則の一部改正)

第三条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	<p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第七号及び第八号を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p> <p>イ 法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた自動車の型式についての指定の取消し</p> <p>ロ 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止</p> <p>ハ 法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部の型式についての指定の取消し</p> <p>ニ 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止</p> <p>ホ 法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた特定装置(以下「指定特定装置」という。)の型式についての指定の取消し</p> <p>ヘ 第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止</p>
改正前	<p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第七号及び第八号を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 第十一条の規定により指定を受けた特定装置(以下「指定特定装置」という。)の型式についての指定の効力が停止され、自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され又は共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p>

第十三条 (略)

(立入検査をする職員の身分を示す証票)

第十四条 法第七十五条の六第二項の証票は、第六号様式による。

第十五条 (略)

第六号様式(証票) (第十四条関係)

(表)

国士空運大臣 印 招 員 差 違 年 月 日 銀行 年 月 日 印 年 月 日 年		6.5 センチメートル 6.5 センチメートル 9 センチメートル
道路運送車両法第75条の6第二項の 検査員 4 センチメートル 3 センチメートル 3 センチメートル 4 センチメートル		

第十三条 (略)

(新設)

第十四条 (略)

(新設)

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項、第75条の2第4項及び第75条の3第5項の規定の施行に必要な限度において、第75条第1項の規定により自動車等の型式について指定を受けた者、第75条の2第1項の規定により特定共通構造部品の型式について指定を受けた者又は第75条の3第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に入ら入り、検査書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に付して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑

(共通構造部型式指定規則の一部改正)

第四条 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	<p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第六号及び第七号を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p> <p>イ 法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた自動車の型式についての指定の取消し</p> <p>ロ 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止</p> <p>ハ 法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた特定共通構造部(以下「指定特定共通構造部」という。)の型式についての指定の取消し</p> <p>ニ 第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止</p> <p>ホ 法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定装置の型式についての指定の取消し</p> <p>ヘ 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止</p> <p>3 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p>
改正前	<p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しにあつては、第四号、第六号及び第七号を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 第十一条第一号の規定に該当して指定を受けた特定共通構造部(以下「指定特定共通構造部」という。)の型式についての指定の効力が停止され、自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され又は装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第十一条の規定により指定特定装置の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面</p> <p>3 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p>

(立入検査をする職員の身分を示す証票)

第十四条 法第七十五条の六第二項の証票は、第五号様式による。

第十五条 (略)

第五号様式 (証票) (第十四条関係)

(表)

道沿車道同法第75条の6第2項の 様式	
4センチメートル	3センチメートル
氏名	年 月 日 生
職 務	年 月 日 限 有 効
証 書	左 日 日 限 有 効
国土交通大臣 印	
6.5センチメートル	
6.5センチメートル	
9センチメートル	

(新設)

第十四条 (略)

(新設)

(裏)

(道路運送車両法附)

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項、第76条の2第4項及び第76条の3第5項の規定の施行に必要な限度において、第76条第1項の規定により自動車型式について指定を受けた者、第76条の2第1項の規定により特定定期構造部の型式について指定を受けた者又は第76条の3第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に入ら入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑

附 則

（施行期日）

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則第十八号様式の三及び第二十二号様式による証票は、同条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則第十八号様式の三及び第二十二号様式による証票とみなす。